



# 島根県報

令和2年4月7日（火）

第 9 5 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による施術機関の指定	（       "       ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（       "       ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	（       "       ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（       "       ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業休止の届出	（       "       ）	4
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	4
介護保険法の規定による介護医療院の開設の許可	（       "       ）	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中 小 企 業 課）	5
土地収用法の規定による事業の認定	（用 地 対 策 課）	6
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	（建 築 住 宅 課）	8

### 【公 告】

液化石油ガス販売事業者の認定	（消 防 総 務 課）	9
基本測量の実施	（技 術 管 理 課）	9
公共測量の終了（2件）	（       "       ）	9

### 【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		10
---	--	----

**告 示****島根県告示第238号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション言の葉・ことのは	浜田市殿町62番地5	令和2年3月1日

**島根県告示第239号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
清水 雅章	清水鍼灸整骨院	はり・きゅう	大田市仁摩町天河内79-4	令和2年3月23日

**島根県告示第240号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
川島耳鼻咽喉科医院	江津市嘉久志町イ1229番地8	令和2年1月25日
中崎医院	大田市大田町大田イ363	令和2年1月31日
西村医院	雲南市木次町平田790番地5	令和元年8月27日
田井診療所	雲南市吉田町深野71番地2	令和元年8月27日
山口医院	大田市温泉津町温泉津口64番地2	令和元年10月31日
訪問看護ステーションまごころ	仁多郡奥出雲町稲原57番地6	平成29年3月31日
訪問看護ステーション社日ケアセンター	安来市安来町1278番地5	令和2年2月29日
隠岐広域連立立隠岐病院 大久出張所	隠岐郡隠岐の島町大久上浜24番地2	令和2年2月1日
隠岐広域連立立隠岐病院 加茂出張所	隠岐郡隠岐の島町加茂937番地	令和2年2月1日
いしはら歯科	仁多郡奥出雲町下横田421番地4	平成28年4月1日
有限会社なべや本店薬局	安来市安来町1685	令和元年12年31日

## 島根県告示第241号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称		所在地	
			変更前	変更後		
医療法人社団 岡倉会	出雲市武志町734番地 1	居宅介護支援事業	訪問看護ステーションてれさ	高島クリニック地域リハビリテーションセンター 居宅介護支援事業所	出雲市武志町734番地1	平成23年 8月1日

## 島根県告示第242号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人社団 日立記念病院	安来市安来町1278番地5	訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護ステーション社日ケアセンター	安来市安来町1278番地5	令和2年2月29日
西村 昌幸	雲南市木次町平田790番地5	居宅療養管理指導 訪問看護 介護予防居宅療養管理指導 介護予防訪問看護	西村医院	雲南市木次町平田790番地5	令和元年8月27日
山口 防人	大田市温泉津町温泉津口64番地2	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	山口医院	大田市温泉津町温泉津口64番地2	令和元年10月31日
島田 康夫	浜田市殿町83番地30	短期入所療養介護	島田病院	浜田市殿町83番地30	令和2年3月1日
社会福祉法人 いわみ福祉会	浜田市金城町七条ハ559番地2	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	青山ショートステイ	江津市二宮町神主1964番地31	令和2年2月1日
社会福祉法人 真心会	出雲市園町字妻ノ神2606番地1	認知症対応型共同生活介護	グループホーム るんびにい苑	出雲市園町字妻ノ神2606番地1	令和2年2月29日

有限会社 なべや本店薬局	安来市安来町1685	居宅療養管理指導	有限会社 なべや本店薬局	安来市安来町1685	令和元年12月31日
		介護予防居宅療養管理指導			
株式会社 アポロハイヤー	出雲市枝大津町22番地1	訪問介護	株式会社 アポロハイヤー	出雲市枝大津町22番地1	令和2年3月20日
和田 勝祥	飯石郡飯南町佐見45番地	介護予防居宅療養管理指導	和田医院 頓原分院	飯石郡飯南町佐見45番地	平成29年10月20日
竹原 茂央	浜田市相生町4215	居宅療養管理指導	たけはら歯科クリニック	浜田市相生町4215	令和元年12月31日
		介護予防居宅療養管理指導			
株式会社ライフサポート	出雲市荒茅町3501	短期入所生活介護	ショートステイ ゆうらいふ	出雲市荒茅町3501	令和2年2月8日
		介護予防短期入所生活介護			
有限会社 へるしーらいふ	出雲市武志町186番地	居宅介護支援事業	有限会社 へるしーらいふ	出雲市武志町186番地	令和2年2月29日
公益社団法人 益田市医師会	益田市遠田町1917番地2	介護療養型医療施設	益田地域医療センター医師会病院 介護療養型医療施設	益田市遠田町1917番地2	令和2年1月31日

島根県告示第243号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年4月7日

島根県知事 丸山達也

事業者		休止する事業	事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
一般社団法人 出雲医師会	出雲市塩冶有原町2の19	居宅介護支援事業	斐川訪問看護ステーションさくら	出雲市斐川町莊原2172番地3	令和2年3月1日
特定非営利活動法人 訪問看護ステーションほほえみ	出雲市平田町911番地5	居宅介護支援事業	特定非営利活動法人 訪問看護ステーションほほえみ 居宅介護支援事業所 のどか	出雲市平田町911番地5	令和2年2月1日

島根県告示第244号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和2年4月7日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 セントラル ビル	訪問看護	クレド訪問看護リハビリ	出雲市今市町北本町一丁 目1-3	令和2年4月6日
	介護予防訪問看護	ステーション		

### 島根県告示第245号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設の許可をしたので、同法第114条の7第1号の規定により告示する。

令和2年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

開設者の名称又は氏名	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	許可年月日
医療法人 徳祐会	介護医療院	介護医療院 ケアセン ター三笠	邑智郡邑南町上田所39番地 5	令和2年4月1日

### 島根県告示第246号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和2年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 届出の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

シティパルク浜田 島根県浜田市相生町1391番地8

##### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

宮田建設工業株式会社 代表取締役 宮田 智裕 島根県浜田市朝日町91番地13

##### (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）共同青果株式会社 代表取締役 長谷川 等

（変更後）共同青果株式会社 代表取締役社長 三原 正

##### (4) 変更の年月日

令和2年3月2日

#### 2 届出年月日

令和2年3月26日

#### 3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部商工労働課（浜田市殿町1番地）

#### 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

##### (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

##### (2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
  - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
  - エ 意見の内容
  - オ 意見を述べる理由
- (3) その他
- 意見書に記載する氏名は、自署によること。

#### 島根県告示第247号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

令和2年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 起業者の名称

出雲市

#### 2 事業の種類

古志スポーツセンターグラウンド及び駐車場拡張事業

#### 3 起業地

##### (1) 収用の部分

島根県出雲市古志町地内

##### (2) 使用の部分

なし

#### 4 事業の認定をした理由

##### (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、島根県出雲市古志町地内における6,497平方メートルの土地を起業地とする「古志スポーツセンターグラウンド及び駐車場拡張事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、出雲市がスポーツセンターグラウンドと駐車場を拡張する事業であり、土地収用法（以下「法」という。）第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

##### (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である出雲市は、一般財源等による財源措置を講じているので、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

##### (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

#### ア 得られる公共の利益

出雲市は、平成17年3月に旧出雲市、旧平田市、旧佐田町、旧多伎町、旧湖陵町及び旧大社町の2市4町が新設合併して誕生し、平成23年10月に旧斐川町の編入合併により現在の出雲市となり、平成24年度に策定した新たな出雲の国づくり計画「出雲未来図」では、基本構想において掲げる将来像実現のために「環境・文化都市の創造」を基本方策の一つとしており、「市民の健康増進や体力向上」はもとより「市民ニーズにあったスポーツ施策の推進と環境整備」に努めることとし、「スポーツの振興」に取り組んでいるところである。

このような状況の中、古志スポーツセンター（以下「本施設」という。）は、出雲市南部における、健康文化活動、子育て支援活動等のもとより、あらゆる年代の方の交流の場であり、総合的な市民活動の拠点として利用されているが、本施設の整備に当たっては、当初、小学校がない古志地区にあって地区体育協会主催のバレーボール大会、ソフトボール大会や秋の区民体育大会をはじめ、自治協会単位の各種スポーツイベントを念頭に計画されたものであった。

しかしながら、サッカー人口の増加や生涯スポーツ、健康志向の高まりを背景に利用者が地区外に広がり、多様な利用要望がある中で必要な最低面積が確保できず、受け入れが困難な状況にある。

加えて、屋内施設との複合施設である本施設の駐車場は20台分を整備し、不足があればグラウンドの未使用場所を駐車場として利用する想定をしていたが、来場台数の増加とともに慢性的な駐車場不足とグラウンドの周囲を駐車場に充てざるを得ないことにより、管理上の問題も生じている。

本件事業の完成により、グラウンド及び駐車場が不足していることによる利用者の不便が解消され、安全で使いやすい施設となり、利用者による健康活動、幅広い種目のスポーツ振興、継続的なスポーツ活動の推進に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者は、周辺環境への影響が最小限になるよう環境保全措置を講じることとしている。

また、起業者が行った関係部署への照会結果によると、本件事業に係る土地は、埋蔵文化財包蔵地の範囲外であると考えられることから、影響はほとんどないと考えられるが、事業実施に伴い、遺構・遺物が発見された場合には関係部署に連絡を取ることでとされている。

希少野生動植物については、生息情報はあるものの、及ぼす影響は小さいと考えられることから、事業実施に当たり、その生息・生育が確認された場合には、適切な保全対策を講じることとされている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、現スポーツセンターグラウンド敷地の拡張事業という性格上、グラウンド敷地には現在のグラウンドに隣接する土地を、駐車場敷地には候補地A（グラウンド拡張箇所南側隣接、以下「申請地」という。）、候補地B（スポーツセンター北東側隣接、新宮川放水路沿い）及び候補地C（スポーツセンター北側隣接）の3つの候補地について検討が行われており、申請地は他の2つの候補地と比較すると、連続する敷地での工事となるため事業実施の利便性が高いこと、利用者の安全性が高いこと、排水処理及び建設工事の範囲が最小限であること、事業費が廉価であり経済性に優れることなどから、社会的、経済的及び技術的な面を総合的に勘案すると、申請地が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

##### ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、現スポーツセンターグラウンドは、出雲市がスポーツ施設の整備などスポーツ環境の充実に向けて取り組んでいる中、その狭あいさにより利用者の利便性を欠いている状況にあるため、早期に新たなグラウンド及び駐車場の拡幅を図る必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

出雲市役所（経済環境部 環境施設課）

島根県告示第248号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成28年島根県告示第237号）の一部を次のように改正し、令和2年4月7日から施行する。

令和2年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

表松江市の項中「第114号、」を「第112号、第114号、」に、

「

浜佐陀	中層耐火構造3階建	平成4	0.93
	中層耐火構造4階建	平成5	

」

「

浜佐陀	中層耐火構造3階建	平成4	0.93	に、「第4号棟106 あつては、0.95）」
	中層耐火構造4階建	平成5		

」

号」を「第4号棟101号及び106号」に改め、表鹿足郡津和野町の項中

「

青原	簡易耐火構造2階建	昭和50	0.92
----	-----------	------	------

」

「

青原	簡易耐火構造2階建	昭和50	0.92	に改める。
	準耐火構造2階建	令和元	0.97	
	木造2階建			

」

公 告



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第88条第2項第1号の規定により公告する。

令和2年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

氏名又は名称	代表者の氏名	住所又は所在地	認定年月日
山陰エネルギー株式会社	浅野 哲志	松江市東出雲町意宇南二丁目5番地3	令和2年3月24日

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

基本測量（航空重力測量）

2 作業期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 作業地域

島根県全域（隠岐郡を除く。）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和2年3月16日に終了した旨益田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

2 作業期間

令和元年11月23日から令和2年3月16日まで

3 作業地域

益田市内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和2年3月17日に終了した旨安来市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（数値撮影（デジタル）、写真地図画像作成）

2 作業期間

令和元年8月2日から令和2年3月31日まで

## 3 作業地域

安来市一円

**選 挙 管 理 委 員 会 告 示****島根県選挙管理委員会告示第9号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和2年4月7日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- |   |   |         |
|---|---|---------|
| 1 | 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数  | 11,369  |
| 2 | 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 161,407 |
| 3 | 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）          |         |
|   | 松江選挙区   | 56,008  |
|   | 浜田選挙区   | 15,105  |
|   | 出雲選挙区   | 47,417  |
|   | 益田選挙区   | 13,023  |
|   | 大田選挙区   | 9,779   |
|   | 安来選挙区   | 10,861  |
|   | 江津選挙区   | 6,634   |
|   | 雲南・飯石選挙区  | 12,201  |
|   | 仁多選挙区   | 3,634   |
|   | 邑智選挙区   | 5,302   |
|   | 鹿足選挙区   | 3,887   |
|   | 隠岐選挙区   | 5,634   |
| 4 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）     | 161,407 |